入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年9月3日
支出負担行為担当官
　沖縄総合事務局開発建設部長　小平田浩司
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　平成27年度牧港高架橋上部工（P4～P6）工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　沖縄県浦添市牧港地内
⑷　工事内容
［工　種　　種　別　　数　量］
ＰＣ片持箱桁橋工（ランプ）
ＰＣ片持箱桁製作工　1式
支承工　2個
架設工（片持架設）1式
落橋防止装置工　4組
ＰＣ片持箱桁橋工（本線）
ＰＣ片持箱桁製作工　1式
支承工　2個
架設工（片持架設）1式
落橋防止装置工　4組
橋梁付属物工
伸縮装置工　0.17ｔ
排水装置工　61箇所
地覆工　820m
橋梁用防護柵工　423組
照明設備工　12箇所
検査孔蓋設置工　2箇所
銘板工　2枚
鋼製排水工　60m
橋面防水工　52㎡
壁高欄工　1,740箇所
接合部工　62㎥
配電線設備工
配管・配線工　695m
ＲＣ橋脚工
橋脚躯体工　2箇所
コンクリート橋足場等設置工
昇降用設備工　1式
工場製作工
桁製作工　349.6ｔ
工場塗装工　5,870㎡
鋼橋架設工
架設工（吊上げ）349.4ｔ
橋梁現場塗装工
現場塗装工　73㎡
⑸　工期　契約締結の翌日から平成29年6月30日まで。
⑹　本工事は、技術提案と技術資料（以下「技術資料等」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するとともに、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査・評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る範囲は対象としない。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
　なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
⑽　本工事は、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出（業務委託料がある場合は、業務委託料の内訳書も含む。）を義務付ける試行工事である。
⑿　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
　なお、本方式の実施に当たっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。
　なお、協議開始の日から14日以内に単価個別合意方式による協議が整わない場合は、単価等を包括的に合意する方式（単価包括合意方式）にて行うものとする。
⒀　本工事は、「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年3月29日付け大臣官房地方課長及び技術調査課長通知）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。
　本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む。）を行うこととする。また、支払条件は「出来高部分払方式」を採用する。
⒁　本工事は、総合評価方式における技術提案の採否に関わる詳細な通知をする試行工事である。
⒂　本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンド対象工事である。
⒃　本工事は、参考見積書を競争参加資格資料と併せて提出する適用工事である。
2　競争参加資格
　次に掲げる条件をすべて満たしているものにより構成されている異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、異工種ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者であること。
　なお、異工種ＪＶの構成員は最大3社とする。
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち「プレストレスト・コンクリート工事」及び「鋼橋上部工事Ａ等級」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
　なお、開札の時までに上記一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　異工種ＪＶのプレストレスト・コンクリート工事の構成員（代表者）は、過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、次に掲げる①、②、③、④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　異工種ＪＶの鋼橋上部工事の構成員は、過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、次に掲げる①、⑥、⑦、⑧の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　代表者以外の異工種ＪＶのプレストレスト・コンクリート工事の構成員は、過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、次に掲げる①、⑤の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　単体有資格業者は、過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、次に掲げる①、②、③、④、⑥、⑦、⑧の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員の1社以上が、過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、次に掲げる①、②、③、④、⑥、⑦、⑧の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
○プレストレスト・コンクリート
　下記の①、②、③、④、⑤の要件を満たす施工実績を有すること。
①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄軌道（モノレール及び新交通は除く。）であること。
②　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続（連結）橋であること。
③　最大支間長が、45m以上であること。
④　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。
⑤　橋梁形式がＰＣ橋であること。
　なお、上記①、②、③、④及び①、⑤は同一工事であること。
○鋼橋上部工
　下記の①、⑥、⑦、⑧の要件を満たす施工実績を有すること。
①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄軌道（モノレール及び新交通は除く。）であること。
⑥　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
⑦　最大支間長が30m以上であること。
⑧　架設工法が、クレーン工法、クレーンステージング工法以外の工法であること。
　なお、上記①、⑥、⑦、⑧は同一工事であること。